Press Release

経済産業省
東北経済産業局

2024 年 7 月 5 日
東 北 経 済 産 業 局

よろず支援拠点　宿泊・観光完全個別相談会を開催します！

～宿泊・観光業の経営相談は東北観光支援チームにおまかせください～

東北経済産業局及び東北 6 県よろず支援拠点は、売上拡大や現場改善等の経営に関する悩みを持つ宿泊・観光関連事業者の方を対象に、大手 OTA※出身の専門家 4 名による個別相談会を開催します。

※OTA とは Online Travel Agent の略。インターネット上だけで取引を行う旅行会社。

1. 概要

東北経済産業局では、中小・小規模事業者の無料の経営相談窓口として、東北各県によろず支援拠点を展開しています。
この度、よろず支援拠点に所属するコーディネーターのうち、特に宿泊業等の支援に知見・支援経験を有する専門家が「東北観光支援チーム」を組成し、連携して個別相談会を開催することとしました。
東北観光支援チームの 4 名のコーディネーターが同席し、様々な角度からアドバイスをします。
※コーディネーターは 5 名以上、3 名以下で対応する場合もございます。

2. 開催日時

(1)2024 年 7 月 19 日（金曜日） 10 時 00 分～16 時 45 分
(2)2024 年 8 月 23 日（金曜日） 10 時 00 分～16 時 45 分
(3)2024 年 9 月 20 日（金曜日） 10 時 00 分～16 時 45 分
※1 日 5 組限定。1 回の相談時間は 1 時間です。
※先着順の受付となります。
※宮城県内の事業者様は(3)のみ応募いただけます。

3. 開催方法

オンライン(Microsoft Teams)

4. 申込方法

所在地のよろず支援拠点までお申込みください。
よろず支援拠点によって申込方法が異なります。詳細は、各よろず支援拠点のホームページに掲載されるチラシ裏面を御確認ください。
※チラシは順次掲載予定です。

5. 申込〆切

(1)2024 年 7 月 12 日(金曜日)

(2)2024 年 8 月 9 日(金曜日)

(3)2024 年 9 月 6 日(金曜日)

6. 主催

東北経済産業局、青森県よろず支援拠点、岩手県よろず支援拠点、宮城県よろず支援拠点、秋田県よろず支援拠点、山形県よろず支援拠点、福島県よろず支援拠点、東北観光支援チーム

7. 申込みに関するお問い合わせ先

■ 青森県よろず支援拠点 電話:017-721-3787
ホームページ:https://www.21aomori.or.jp/yorozu

■ 岩手県よろず支援拠点 電話:019-631-3826
ホームページ:https://iwate-yorozu.jp/

■ 宮城県よろず支援拠点 電話:022-393-8044
ホームページ:https://yorozu-miyagi.go.jp/

■ 秋田県よろず支援拠点 電話:018-860-5605
ホームページ:https://akita-yorozu.go.jp/

■ 山形県よろず支援拠点 電話:023-647-0708
ホームページ:https://yorozu-yamagata.com/

■ 福島県よろず支援拠点 電話:024-954-4161
ホームページ:https://fukushima-yorozu.go.jp/

8. 参考資料(別添)

・ よろず支援拠点 宿泊・観光完全個別相談会チラシ(別添 1)

・ よろず支援拠点 宿泊・観光完全個別相談会 Q&A(事業者様向け)(別添 2)

・ よろず支援拠点の概要(別添 3)

(本発表資料のお問合せ先)
東北経済産業局産業部経営支援課長 酒井原
担当者: 岩本、鈴木、佐藤
電話:022-221-4806(直通)

別添１

経営に関する悩みをお持ちの観光関連事業者様へ

宿泊・観光 完全個別相談会

なかなか社内では解決できない…

どこに相談したらいいのか

そんなお悩みは…

東北観光支援チームに相談！

- 売上拡大
- 販路拡大
- 商品開発
- ＩＴ活用
- 事業承継
- OTA
- 売上不振
- 人手不足
- クチコミ

中小企業・小規模事業者のための経営相談所 よろず支援拠点

オンライン限定 (Microsoft Teams)

大手OTA出身の専門家４名が、宿泊施設・観光施設の「現場改善」「売上拡大」などのお悩みについて丁寧にお答えします！

専門家４名による 様々な角度からのアドバイス

文殊の知恵を試してみませんか？

※初回のみ４名対応（5名以上、３名以下で対応する場合もございます）

岩手よろず 渡邊 陽介

ホテル旅館に約10年従事と、大手営業会社での営業・マーケティング経験を元に、「現場と販売側、両方の目線」でアドバイス。利益を出す為の仕組み作りや現場の体制改善もお任せ下さい。

得意分野／現場改善・販促企画等

秋田よろず 大森 麻美

地域の活性化事業、マーケティング、広報、現場改善を経験。宿泊施設・飲食店・小売業の売上拡大&戦略構築について、一緒に考えながら事業の成長を支援いたします。

得意分野／人材活用等

山形よろず 佐々木 有華

顧客ニーズを起点とし顧客満足度にこだわったマーケティングで「ファン」を増やし売上拡大へ！課題抽出・強みの磨き上げ・魅力創出・販路拡大等のサポートで伴走いたします。

得意分野／ブランディング・市場設定

宮城よろず 伊藤 幸子

チラシ・ホームページ作成、名刺やショップカード、パンフレット等の販促物のデザイン支援で皆さまを応援いたします。あなたの強みを再認識して、情報発信していきましょう！

得意分野／広告デザイン・販促企画等

日程

令和6年7月19日(金)
申し込み〆切：7月12日(金)

令和6年8月23日(金)
申し込み〆切：8月9日(金)

令和6年9月20日(金)
申し込み〆切：9月6日(金)

先着順受付スタート！

1日5組限定

①10:00～11:00
②11:15～12:15
③13:15～14:15
④14:30～15:30
⑤15:45～16:45

あなたがあきらめない限り

何度でも無料で

サポートいたします！

※事業者様の意向を踏まえて、継続した相談対応が可能です

主催

東北経済産業局、青森県よろず支援拠点、岩手県よろず支援拠点、宮城県よろず支援拠点、秋田県よろず支援拠点、山形県よろず支援拠点、福島県よろず支援拠点、東北観光支援チーム

お申し込み方法は

裏面をチェック

事前にお読みください

- 当拠点は中小企業経営者のための経営相談所です。お申込みいただける方は基本的に個人事業を含む中小企業の代表者様ご本人に限ります。
- 売上や利益など経営状況を事前に確認させていただく場合がございます。
- チーム対応のため、チーム内での情報共有をさせていただきます。予めご了承ください。
- 相談会の日程と合わなかった場合やご希望の枠が埋まっていた場合は、各県の専門家による個別相談をご案内いたします。
- 民間コンサルタントとは異なります。事業者に代わって何かの請負・作業はお受けできません。
- 各県よろず拠点の留意事項についても事前にご確認・ご了承の上で、お申し込みください。
- 相談日確定及び当日の注意事項等、東北経済産業局の方から連絡をいたします

上記の留意事項を必ずご確認の上、同意いただける方のみお申し込みいただけます。

メールでの相談予約

「東北観光支援チームの面談を予約したい」と
ご記入の上、下記の情報をご提供ください。

FAXでの相談予約

以下のお申し込み書にご記入の上、送信ください。

※申込方法は拠点によって異なります。詳細は所在地のよろず支援拠点ホームページに掲載されるチラシ裏面を御確認ください。

参加お申し込み書

フリガナ				フリガナ	
氏名 （役職）				事業所名	
事業所住所 もしくは ご自身の住所	〒			連絡先 日中連絡可能な電話番号	TEL（　　）　　- メールアドレス
業種		創業年月		具体的なお悩み （自由形式で記載）	
資本金		年間売上			
相談希望内容 （該当箇所に〇）	□売上拡大　□広報戦略　□接遇対応 □商品開発　□売上不振　□人手不足 □価格転嫁　□クチコミ対策　□OTA対策 □その他				
個別相談 希望日時	第一希望 月　日　時～	第二希望 月　日　時～	第三希望 月　日　時～		

※ご記入いただきましたお客様の情報につきまして、利用目的は次のとおりといたします。
①本相談会の実施・運営
②アンケートの実施等による調査・研究及び参考情報の提供
③有益情報等のご案内のためのダイレクトメールの発送等（任意）

＊③の利用目的の同意につきましては、任意ですので、同意されない方は、次の□に✓をつけてください。
□　③の利用目的で利用することに同意しません。

よろず支援拠点とは…

経済産業省が平成26年度から実施している中小企業支援制度で、各都道府県毎に事業者様のあらゆる経営相談に対応するために開設された無料の相談窓口です。
“中小零細企業を活性化することこそが地域の活性化につながる”という理念に賛同して集まったメンバーが、チームで御社を力強く支えます。

山形よろずHP

別添２

よろず支援拠点

宿泊・観光個別相談会　Ｑ＆Ａ

令和６年７月

Ｑ１ 申し込み後から当日までの主な流れを教えてください。

Ａ１

① **事業者様からのお申し込み**

・各県よろず支援拠点HPに掲載の「<u>よろず支援拠点ご利用にあたっての留意事項</u>」を事前に承知・合意した上でお申し込みください。

② **よろず支援拠点から事業者様にご連絡**

・よろず支援拠点から事業者様に個別相談会の日時をご連絡します。
・相談会の日程と合わなかった場合、各県の専門家による個別相談をご案内します。

③ **経済産業局から事業者様にご連絡**

・<u>東北経済産業局から</u>事業者様に当日の注意事項等を連絡します。

④ **事前の接続テスト**

・相談会当日の３～４日前を目安に別途事業者様と相談の上、事前の接続テストをさせていただきます。

⑤ **相談会当日**

Q２

今回の個別相談会の契機を教えて下さい。

A２

東北経済産業局では、中小・小規模事業者の**無料の経営相談窓口**として、東北各県によろず支援拠点を展開しています。今回は、よろず支援拠点において、それぞれの得意分野を有するコーディネーターのうち、特に**宿泊・観光支援に強みを有する専門家が連携**して個別相談会を開催することとなりました。
よろず支援拠点の詳細については、右記をご覧下さい。https://yorozu.smrj.go.jp/

Q３

東北観光支援チームとはなんですか？

A３

東北管内のよろず支援拠点に所属するコーディネーターのうち、特に**宿泊業等の支援に知見・支援経験を有する専門家で構成されたチーム**をさします。

Ｑ４　個別相談会は無料ですか？

Ａ４

無料で行われます。よろず支援拠点は、国が経費を支出して開設している無料の経営相談所ですので、**何度でも相談は無料**です。

Ｑ５　相談会ではどのような事業者を対象にしていますか？

Ａ５

宿泊・観光にかかる中小、小規模事業者の皆様からの相談を広く受け付けます。
例えば、地方のホテルや家族経営で宿泊業を実施している事業者、観光客等を対象にした飲食店やお土産販売、体験施設などからのお申し込みも可能です。

Ｑ６

個別相談会では、どのような相談に対応いただけますか？

Ａ６

宿泊・観光施設の「**現場改善**」、「**売上・販路拡大**」、「**商品開発**」、「**ＩＴ活用・人手不足対策**」、「**口コミ対応**」**など**の様々な課題に広く対応致します。

Ｑ７

個別相談会の対応が１時間と限られており、これだけでは課題は解決できないと思いますが・・？

Ａ７

個別相談会では、まずは専門のコーディネーターが**現状についてヒアリング**させていただき、**課題設定やその後の解決の方向性付けが中心**となります。

Ｑ８

個別相談会以降の対応はどのようになりますか？

Ａ８

個別相談会**後も**、お申し込みいただいたよろず支援拠点のコーディネーターなどを中心に、**東北観光支援チームのコーディネーターと連携**し課題の解決に向けて**継続して支援**させていただきます。

Ｑ９

オンラインでの相談は、現状が正確に伝わるのか不安です・・・

Ａ９

よろず支援拠点の相談は**対面での相談が中心**ですが、オンラインでの支援経験も豊富です。ほか、**必要に応じて現場も確認**させていただきながら効率的・効果的に対応させていただきます。

Q 10

有料コンサルのように相談者の代わりに何かをしていただけるのでしょうか？

A10

よろず支援拠点では、有料コンサルの様な実務代行はできませんが、事業者の皆様自身が相談後も自走できるよう、**具体的なノウハウの提供や支援を伴走型**で行います。

Q 11

相談会当日にあたって、事前に何か準備する資料はありますか？

A11

お申込書以外に、用意していただく資料はございません。
ただし、**課題説明に必要なデータ資料等ございましたら、当日お手元にご準備**ください。

Q 12

相談会に申し込みたいのですが、残念ながら日程が合いません。
どうすれば良いですか？

A12

申込書の個別相談希望日時を空欄のままで結構ですので、**必要事項を記載のうえお申し込み下さい**。日程が合わない場合でも申込み先よろず支援拠点が窓口となり**東北観光支援チームと連携して個別に対応**いたします。

経済産業省
東北経済産業局

「共感」・「協奏」・「変革」
ともにつくる東北。

別添３

よろず支援拠点の概要

令和６年７月

東北経済産業局経営支援課

■よろず支援拠点とは

・国が設置した中小企業・小規模事業者のための「**無料の経営相談所**」。
（平成26年度から全国の都道府県に設置）

・経営改善、売上拡大など、各社が抱える悩みに**ワンストップで対応**。

・各分野の専門家が集まり、**専門性の高い経営アドバイス**を実施。実行可能な解決策を提案。

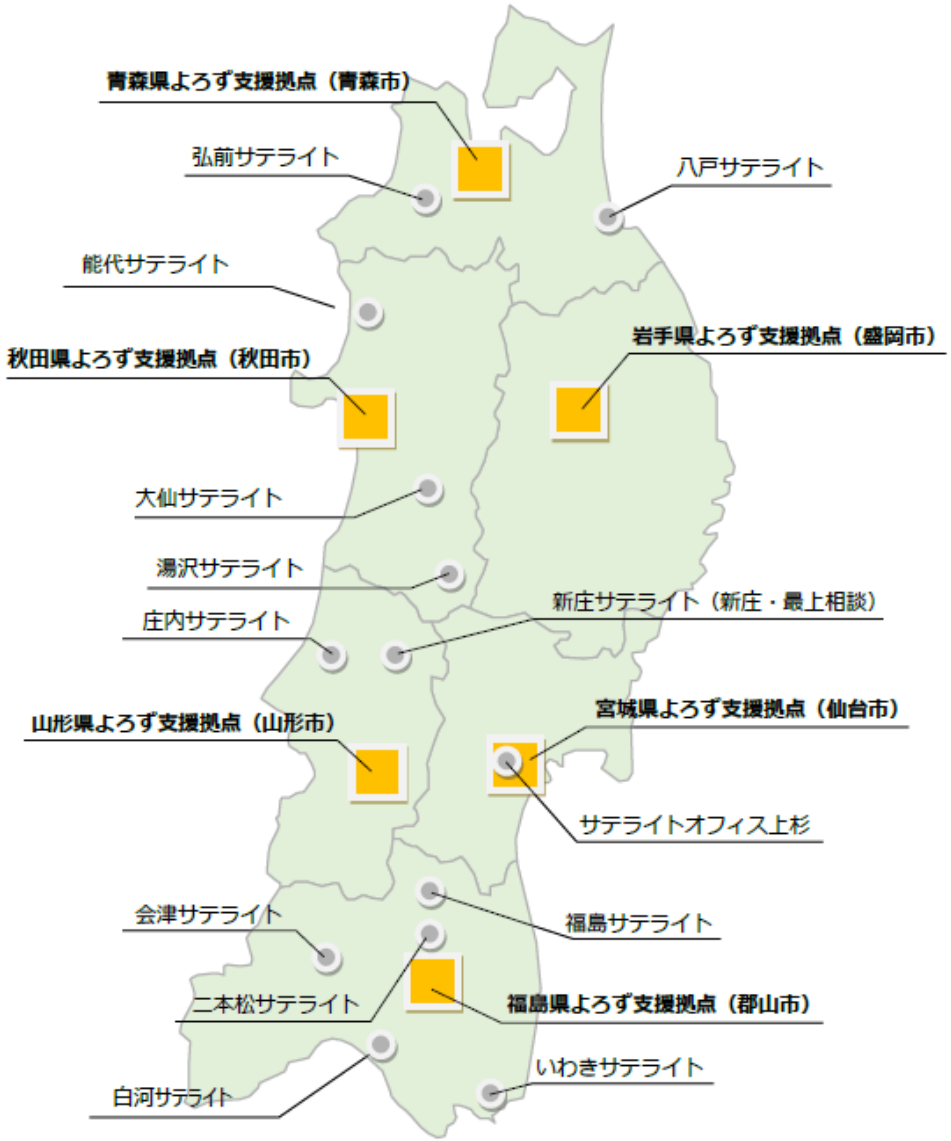

■東北管内よろず支援拠点一覧（令和６年４月現在）

拠点名	チーフコーディネーター	電話番号	設置機関
青森県よろず支援拠点	中村　貴志	017-721-3787	(公財)21あおもり産業総合支援センター
岩手県よろず支援拠点	中村　春樹	019-631-3826	(公財)いわて産業振興センター
宮城県よろず支援拠点	佐藤　創	022-393-8044	宮城県商工会連合会
秋田県よろず支援拠点	松浦　忠雄	018-860-5605	(公財)あきた企業活性化センター
山形県よろず支援拠点	勝木　伸哉	023-647-0708	(公財)やまがた産業支援機構
福島県よろず支援拠点	木村　俊朗	024-954-4161	(公財)福島県産業振興センター

詳細は各拠点HP又はよろず支援拠点全国本部HP（https://yorozu.smrj.go.jp/base/）をご覧ください。

■中小企業支援法におけるよろず支援拠点の立ち位置

・**中小企業支援法（※）第三条により毎年度経済産業大臣が定める中小企業支援計画**において、**中小企業が持続的な発展・成長を目指すことができる適切な支援体制**として**国の事業として全国によろず支援拠点を整備**併せて、**施策毎の支援機関として**、事業承継・引継センター、中小企業活性化協議会等を整備している。
・つまり、**よろず支援拠点は、中小企業支援の総合病院としての位置づけ**であることが明記されている。
・なお、今年度の中小企業支援事業は、以下のとおり整理されている

1．中小企業者の依頼に応じて、経営方法に関し診断又は助言を行う事業	
①中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	**よろず支援拠点関係**
②事業承継総合支援事業	事業承継・引継支援センター関係
③中小企業取引対策事業	価格転嫁、下請け取引など関係
④小規模事業対策推進等事業	商工会、会議所等小規模事業者支援関係
⑤事業環境変化対応型支援事業	**よろず支援拠点等の相談体制の強化など**
⑥中小企業国際課総合支援事業	１万社プログラムなど海外展開関係
2．中小企業者への技術に関する助言又は試験研究に関する事業	
3．中小企業者又はその従業員に研修を行う事業	
4．中小企業支援担当者の養成、研修に関する事業	
5．上記以外の中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業	

※法第一条（目的）
　この法律は、**国、都道府県等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構**が行う**中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進**するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度及び中小企業の経営資源の確保を支援する事業に関する情報の提供等を行う者の認定の制度を設けること等により、**中小企業の経営資源の確保を支援し、もって中小企業の振興に寄与することを目的とする**。

■小規模企業振興基本計画における位置づけ

・**小規模企業振興基本法（※）第１３条により、「政府は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない」**とされている。

第１章　小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針

２．基本的な考え

・・・・このように、「数」ではなく、小規模事業者が地域経済や産業に与える質的な影響を踏まえた「機能」を育成・維持していくことが、今後は求められていくこととなる。このため、第 II 期基本計画では、**小規模事業者の「持続的発展」に加え、地域の「持続的発展」も重要要素に加える**ことで、地域にとって必要な小規模事業者の支援に重点化する方向へと深化させていくことを目指す。

こうした観点で考えたとき、小規模事業者の身近な存在である商工会・商工会議所だけではなく、市町村、都道府県といった地方公共団体、**よろず支援拠点**や都道府県の支援センターなどの公的な支援機関や認定経営革新等支援機関、大企業や中堅企業、地域の民間金融機関、VC、FinTech 事業者、IT 事業者など民間事業者**とも連携し、地域ごとに総力で取り組む必要がある。**

第２章　小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（１２の重点施策）

４．地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備に係る重点施策

(重点施策１０) 国・地方公共団体・支援機関の連携強化とエコシステムの構築

・・・・**経営資源に制約のある小規模事業者にとって、経営アドバイス等により経営者の判断を補佐する支援機関の役割は重要**であり、**よろず支援拠点は、**都道府県の支援センターなどの公的な支援機関、認定経営革新等支援機関、民間金融機関などと連携し、**小規模事業者に対してニーズに合った経営相談を行うことが求められる。**

※法第一条（目的）

この法律は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする
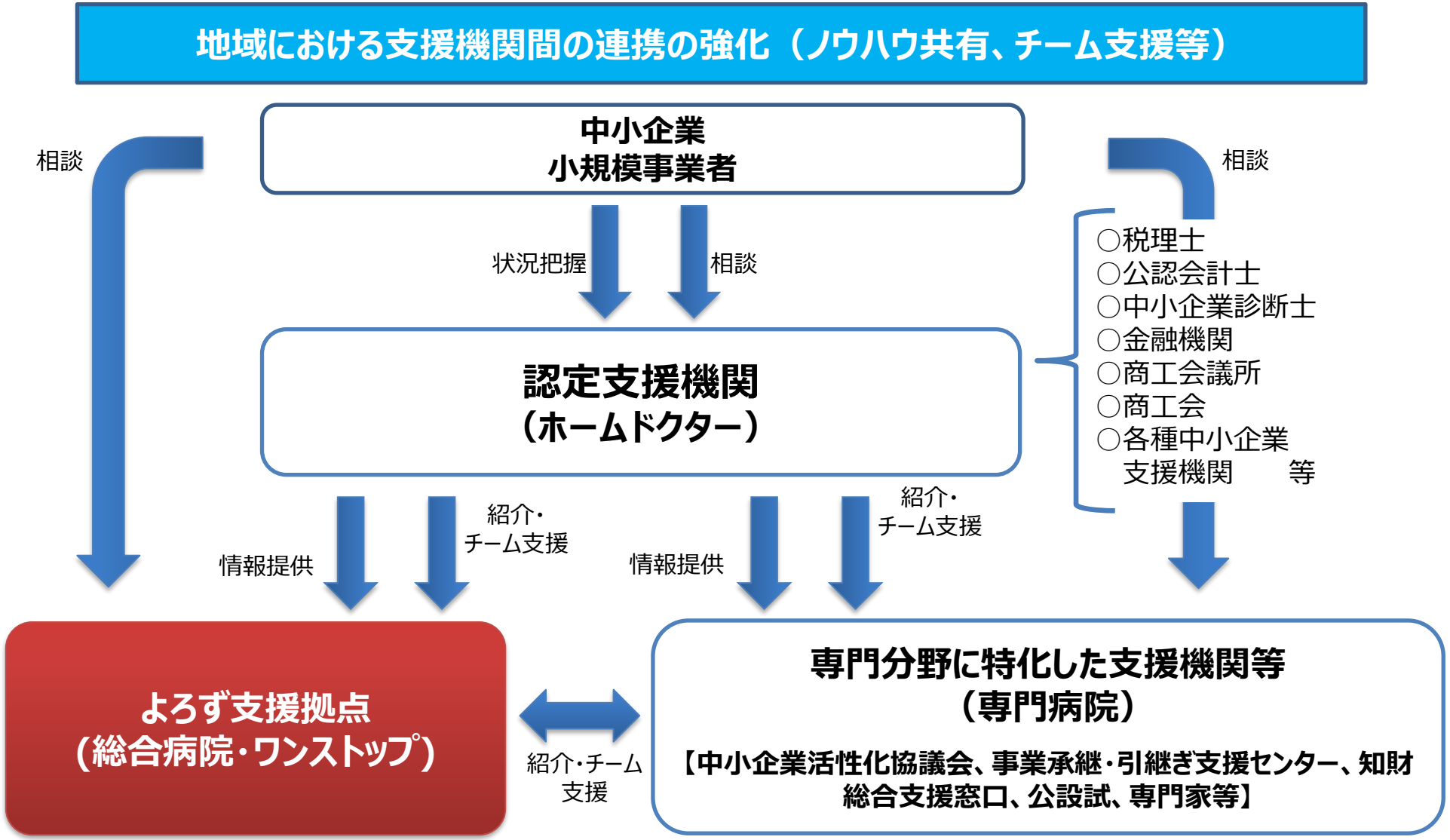
【参考図　よろず支援機関と他の支援機関との関係】